

DM三井グループサプライヤーガイドライン

1. 目的

DM三井グループは、事業の源である自然への感謝を忘れずに、その恵みをさまざまな姿かたちで広く社会に届けることを使命と考えています。持続可能な社会の実現に、バリューチェーン全体での取り組みが重要であるとの考えから「DM三井グループ調達方針」を策定しました。

DM三井グループサプライヤーガイドラインは、この調達方針に基づき、サプライヤーの皆様と価値観を共有し、共に持続可能な社会を築くための具体的な行動指針として制定したものです。適用される法令の遵守はもちろんのこと、皆様に特に遵守を期待する事項を記載しております。

つきましては、本ガイドラインの趣旨をご理解の上、周知徹底をお願いいたします。また自身の供給業者に対しても本ガイドラインの遵守を働きかけていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、DM三井グループに直接または間接的に製品・サービスをご提供いただく業務委託先や請負先を含むすべてのサプライヤーの皆様に適用されます。

3. サプライチェーンへの浸透努力

サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインに記載されている事項を自身の供給業者に積極的に伝達し、本ガイドラインに記載されている事項に従って、サプライチェーン全体で持続可能な履行に向けた継続的な改善プロセスの着手、維持に努めていただきますようお願い申し上げます。

4. 遵守状況の確認

DM三井グループは、自己評価アンケートや監査などにより、サプライヤーの皆様による本ガイドラインの遵守状況を確認させていただくことがあります。

5. 遵守を期待する事項

(1) 人権

差別

人種、国籍、民族、言語、宗教、性別、性的指向、性自認、年齢、心身の障がい、雇用形態など事由のいかんを問わず差別を禁止します。

強制労働

すべての労働者をその自由意思の合意のもと、文書化された雇用条件に基づいて雇用すると共に賃金の留保および不払いを行いません。また、労働者に強制労働、奴隷労働、債務労働など、あらゆる形態の現代奴隷に関与させません。労働者には自由に離職する権利と移動する権利があり、労働者が適切な通知を行えば雇用を終了させることができます。労働者に、雇用者、または採用プロセスに関与する個人、企業、人材斡旋業者や労働仲介業者に対し、雇用の獲得に関連した不当な手数料や保証金を支払わせません。

児童労働（若年労働含む）

「ILO 第 138 号条約および第 182 号条約」に基づく就業の最低年齢を遵守し、義務教育を修了する年齢または 15 歳（一部の開発途上国では 14 歳）のいずれか高い方の年齢に満たない児童を雇用しません。18 歳未満の若年労働者については肉体的・精神的発達を損なうような就労をさせず、就学の機会を奪いません。

結社の自由および団体交渉権

結社の自由と団体交渉権を尊重します。また、組合員やその代表者を含む人権擁護者に対する報復や脅迫、威嚇、物理的または法的な攻撃を容認しません。現地法で結社や団体交渉が認められていない場合は、労働者を代表する代替的な手段を通して、現地法で許されている範囲で最大限尊重します。

労働時間および休日

労働者が、関連する法令に基づいて就業し、休憩・休暇・休日を取得することを保証します。該当する労働法がない場合は、国際基準を尊重し、時間外労働は、合意の上で、適切な賃金で支払われるよう努めることを求めます。

賃金と手当

各国の法定最低基準に合致する、またはそれを上回る賃金を確保し、生活賃金の達成に努めます。また、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当を支払い、労働法規などに違反する賃金減額を行いません。また、すべての賃金は、期限内に全額を労働

者に支払います。

ハラスメントの排除

身体的懲罰、言語的、身体的、精神的、性的、その他のいかなる形式による虐待またはハラスメントを行いません。

安全な労働環境の提供

職場の安全に対するリスクを定期的に評価し、また、適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保します。職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また、適切な対策を講じます。最低限、飲料に適した水、適切な照明、温度、換気、水道と石鹼を備えた衛生設備、個人用防護具等の備品が整った職場を提供します。

土地の権利

自社およびサプライチェーンにおける事業の影響を受ける先住民・小規模農家を含む各国・地域社会の人々の土地の権利を尊重します。特に土地の取得、水源の利用においては、地域コミュニティの自由意思による、事前かつ十分な情報に基づいた上での合意形成を行います。

(2) ビジネス倫理

公正で透明性のある取引

自社の取引先やビジネスパートナー等と健全な関係を保ち、自由な競争を通じた公正で透明性のある取引と責任ある調達を行います。各国・各地域の独占禁止法等の競争に関する法令やルールをよく理解し遵守し、また、優越的地位を濫用せず、お取引先に不利益を与える行為は行いません。

贈収賄・汚職等の禁止

自社の取引先やビジネスパートナー等に対し、不適切な贈答、接待、金銭提供等を行わず、良識をもって行動します。また、国内公務員、外国公務員およびこれらに準ずる者に対し、方法を問わず、贈答、接待、金銭その他賄賂となる利益提供は行わず、政治・行政とは健全で正常な関係を保ちます。

利益相反取引の禁止

DM三井グループとの取引において、自社の役員・従業員とDM三井グループの役員・従業員との間に利益相反関係（所属組織よりも相手方またはその個人の経済的利益を優先するおそれのある関係を指す。）があることを知った場合、直接の取引相手であるDM三井グループ各社に通知します。なお、いずれの役員・従業員についても、取引条件の決定に関与、または影響力を有する者に限ります。

情報財産・知的財産権の保護・尊重

顧客・第三者・自社の労働者の個人情報並びに機密情報を適切に管理・保護します。
また、DM三井グループおよび他社の知的財産権を尊重し、侵害しません。

(3)品質と安全

品質および製品の安全性の確保

DM三井グループに提供するすべての製品、原材料、専門技術および関連サービスが、合意された要件と仕様に厳格に適合していること、ならびに関係法令を遵守していることを確認します。規制、品質、安全または製品表示に関する問題が、サプライヤーの皆様が提供した製品等またはDM三井グループの製品に影響を及ぼす事実あるいは及ぼす可能性がある事実を認識した場合、直ちに直接の取引相手であるDM三井グループ各社に報告します。

(4)環境保全

環境法令等の遵守

環境法令等に基づき求められる環境要件をすべて遵守します。また、環境法令等に基づき必要とされるすべての許可および登録を取得、維持および更新します。

生態系生物多様性・天然自然資本への配慮・尊重

生態系の生物多様性に対する負の影響を最小限にとどめ、土壌および水、森林を保護することに努めます。天然自然資源を持続可能な方法で利用することに努めます。また農業を営むサプライヤーの皆様においては、生産過程における過剰な農薬（殺虫剤等）・薬剤および化学肥料等の使用を行わないよう努力します。

排出物・廃棄物の排出量の管理・削減努力

特に二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスおよび廃棄物の排出量の積極的な管理に努めます。自社および関連するサプライチェーンからの排出量を測定して、低減するように努めます。

(5)救済措置

本ガイドラインに反する情報や苦情の通報を受け付けた場合、通報者を通報に対する報復から保護するとともに、通報者のプライバシーに配慮しつつ、改善に向け、適切に対応します。